

平成29年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：平成29年6月26日（月）午後2時30分～

場 所：本庁3階 正庁

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 議題

(1) 日光市総合教育会議運営要領の一部改正について 資料1・1-2

(2) いじめ防止等に関する組織の設置について 資料2

(3) (仮称)日光市手話言語条例の制定について 資料3

5 報告事項

(1) 日光市内小・中学校におけるいじめの状況について 資料4

(2) 日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョンについて 資料5

6 その他

7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	斎 藤 文 夫	
教育委員会	教育長	前 田 博	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	
教育委員会	教育委員	速 水 茂 希	

【参考1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年5月及び10月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成29年度第1回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
総合政策部		部長	宮本悦雄	
健康福祉部	社会福祉課	課長	鈴木伊之	
〃	〃	課長補佐	伊藤真由美	
〃	〃	副主幹	矢野徹	
教育委員会		次長	川田盛雄	
〃	教育総務課	課長	鶴見英明	
〃	〃	係長	大嶋洋史	
〃	学校教育課	課長	増淵みゆき	
〃	〃	主幹	長谷川信敬	
		主幹	荏原寛一	
事務局	総合政策課	課長	江藤隆	
〃	〃	課長補佐	本間佳夫	
〃	〃	副主幹	和田直樹	
〃	〃	主任	中澤美咲	

日光市総合教育会議運営要領の一部改正について

【改正理由】

総合教育会議の開催時期について改正を行うものです。

【適用年月日】

平成29年6月26日

現 行	改 正 案
<p>日光市総合教育会議運営要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(開催時期)</p> <p>第2条 総合教育会議は、原則として毎年<u>5月及び10月</u>を目途として開催するものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>日光市総合教育会議運営要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(開催時期)</p> <p>第2条 総合教育会議は、原則として毎年<u>6月及び11月</u>を目途として開催するものとする。</p> <p>以下 略</p>

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると認められる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待って公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めたときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、

総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

いじめ防止等に関する組織の設置について

(1) 組織の設置の目的

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、小、中学生のいじめ防止等のため、以下のような組織を設置します。

(2) 組織について

① 「日光市いじめ問題対策連絡協議会」

- ・ 目的：いじめ防止等に関係する機関および団体との連携
- ・ 所掌事務：いじめ防止等の取組を推進する。
- ・ 構成員：関係行政機関、関係団体代表者、市職員（20名以内）
- ・ 根拠条項：いじめ防止対策推進法第14条第1項（条例による任意設置）

② 「日光市いじめ問題対策委員会」

- ・ 目的：地域におけるいじめ防止対策を実効的に行う
- ・ 所掌事務：いじめの防止等のための対策に関する審議を行う。
- ・ 構成員：法律、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験のある者（5名以内）
- ・ 根拠条項：いじめ防止対策推進法第14条第3項（条例による任意設置）

(兼任) 「重大事態の調査組織」

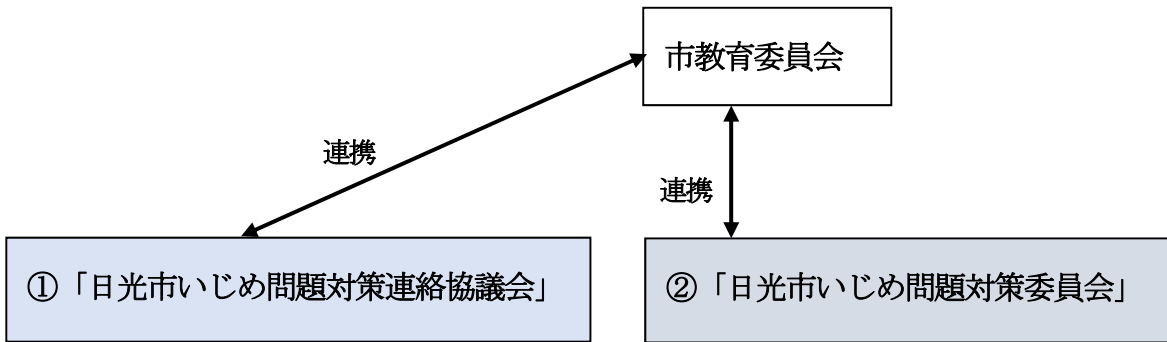
- ・ 目的：重大事態における事実関係等の調査
- ・ 所掌事務：重大事態および同種の事態に関する調査・審議を行う。
- ・ 構成員：法律、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験のある者（5名以内）
- ・ 根拠条項：いじめ防止対策推進法第28条第1項（条例による必置）

③ 「日光市いじめ再調査委員会」（市長部局が設置する調査機関）

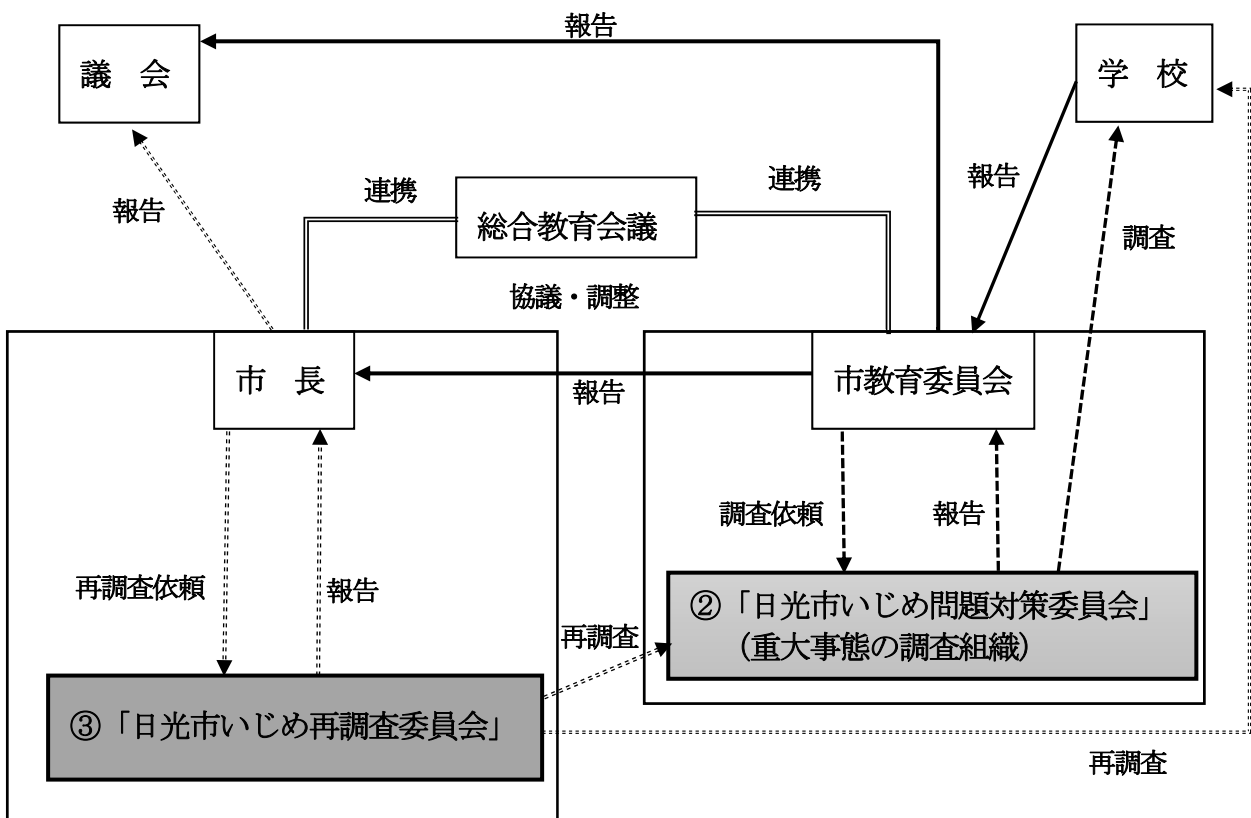
- ・ 目的：重大事態における事実関係等の再調査
- ・ 所掌事務：重大事態および同種の事態に関する再調査・審議を行う。
- ・ 構成員：法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験のある者（5名以内）
- ・ 根拠条項：いじめ防止対策推進法第30条第2項（条例による任意設置）

(3) 組織相関図

①通常時



②重大事態発生時



- ▶ 「重大事態発生」に関わる報告経路
- - - -▶ 「重大事態」調査に関わる調査、報告経路
- ⋯⋯▶ 「重大事態」再調査に関わる調査、報告経路

(仮称) 日光市手話言語条例 骨子

1. 背景

平成18年国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」の改正において、手話が言語であることが位置づけられ、法的整備は進んでいるものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えない状況です。

そのような中、国に「手話言語法」制定を求める意見書が、全国全ての地方議会で採択されました。さらに、平成28年6月に『全国手話言語市区長会』が、同年7月に『手話を広める知事の会』が設立され、国に「手話言語法」制定を求めるとともに、自治体における「手話言語条例」制定への機運が高まっています

2. 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と普及について、基本理念を定め、市の責務及び市民・事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が、共に心を通わせ支え合う地域社会を実現することを目的とします

3. 基本理念

手話に対する理解の促進と普及については、手話を必要とする人が、手話により意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すことを基本とします

4. 市の責務

市は、基本理念に則り、目的達成のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進することとします

5. 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、施策の推進に努めることとします

6. 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供に努めることとします

7. 施策の推進方針

○市は、基本理念に基づき、目的達成のために必要な施策を、日光市障がい者計画の中の施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進します

○施策の策定・推進に当たっては、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者からの意見を聴くための協議の場を設けます

8. 学校における理解等の啓発

市は、学校教育における手話の理解と普及啓発を行うこととします

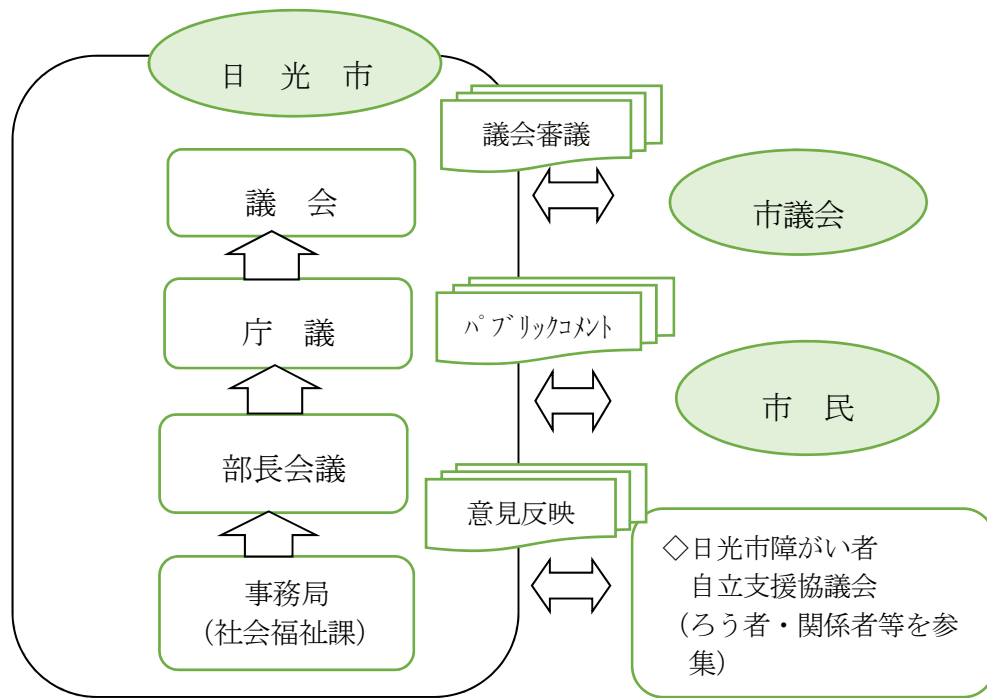
9. 財政上の措置

市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることとします

10. 施行予定日

平成30年4月1日

1.1. 条例制定体制



1.2. 制定に向けたスケジュール

日程	内容	備考
平成29年 5月	骨子(案) 部長会議へ付議 (5/26)	
6月	〃 庁議へ付議 (6/1)	
6月	協議会における協議①	条例制定の必要性等
8月～10月	協議会における協議②	条例素案
10月	原案 部長会議へ付議 (10/20)	
11月	原案 庁議へ付議 (11/6)	
11月	原案 (常任委員会) 全員協議会報告 (11/14)	
11～12月	パブリックコメントの実施	
12月	協議会における協議③	周知・普及に向けた取組み
12月	パブコメ結果 部長会議へ付議 (12/20)	
平成30年 1月	パブコメ結果 庁議へ付議 (1/10)	
2月	議員全員協議会へ報告	
2月	条例案の議会への提出	

市内小中学校におけるいじめの状況について

①市内小中学校におけるいじめの推移について

		H25	H26	H27
認知 件数	小学校	66	124	221
	中学校	65	46	52
	合計	131	170	273
内重大事案		0	0	0
いじめ解消率[%]		93.9	97.1	97.4

い じ め の 様 態	冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	91	115	201
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	15	54	57
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	28	36	81
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	8	9	11
	金品をたかられる。	0	4	5
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	11	12	24
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	11	11	25
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	6	10	7

問題行動等調査（毎年年度末に実施）より

②主な取り組みについて

- ・市内小中学校において、いじめ事実確認調査の実施〔年3回〕
- ・心の教室相談員（9名）やスクールカウンセラー（8名）の小中学校への配置
- ・hyper-QU（学級満足度調査）の実施〔年2回〕
（不登校やいじめの早期発見やよりよい学級集団づくりに活用できる）
- ・小学校における副読本CSSノート（みんなの約束ノート）の活用
（対人関係や集団生活を学ぶことができる）
- ・いじめ防止児童・生徒向け講演会（講師：安川雅史さん）の開催〔年3回〕

日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョン

(平成29年2月6日決定)

日光市総合政策部総合政策課

1. 目的

2020年東京において、夏季オリンピック・パラリンピックが開催されます。広くアジアに目を向けると、2018年に韓国・平昌で冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、2022年には中国・北京で冬季オリンピック・パラリンピックの開催が予定されるなど、今後、アジアを中心にオリンピック・パラリンピックが開催されます。

本市としても、世界最大のスポーツ・文化の祭典であるオリンピック・パラリンピックを絶好の機会として捉え、第2次日光市総合計画に計上した事業を活かし、未来に引き継ぐレガシーの創出につなげていくことが重要です。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックを中心として、アジアで開催される大会の成功に貢献するとともに、大会開催の様々な効果を最大限に地域の発展につなげていくことを目的に、「日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定します。

◆「レガシー」について

国際オリンピック委員会（I O C）の「オリンピック憲章」には、「オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する」とあり、近年のオリンピック・パラリンピック大会では、この「レガシー」という概念が重視されています。

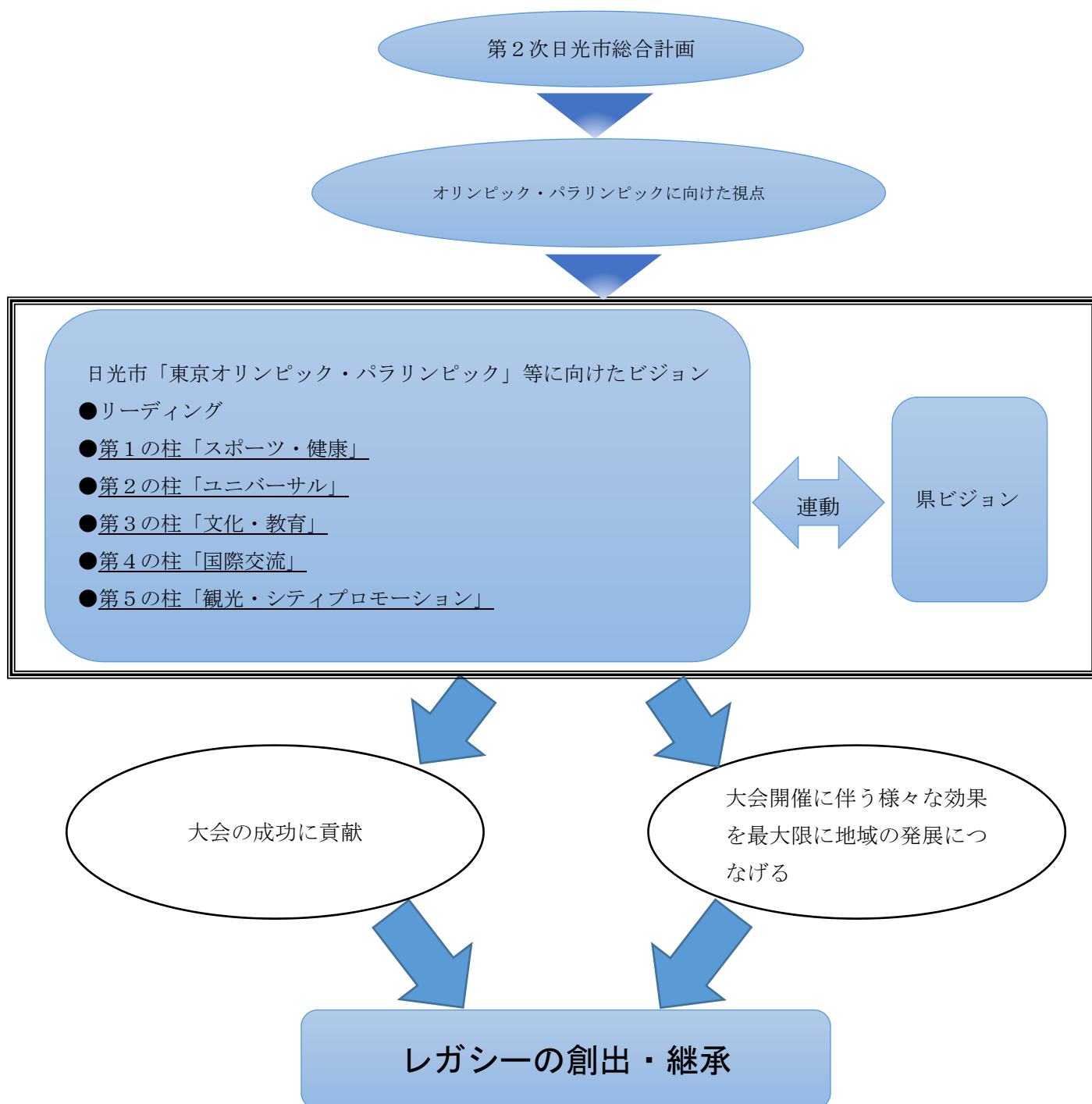
「レガシー」には、大会開催に伴い整備される「有形（ハード）のレガシー」だけでなく、新たに生み出される雇用やサービス、社会活動、人々の意識の変化などの「無形（ソフト）のレガシー」が含まれており、オリンピック・パラリンピックという世界的なスポーツイベントがもたらす効果について、「一時的、一過的」なものとするのではなく、中長期的、永続的な「遺産（レガシー）」として積極的に位置づけていくことが重要と考えられています。

2. 全体像

このビジョンでは、東京オリンピック・パラリンピック等に向け、全体をリードする取組である「リーディング」と、5つの柱である「スポーツ・健康」、「ユニバーサル」、「文化・教育」、「国際交流」、「観光・シティプロモーション」の分野において、取組方針、取組の方向性を示しています。

また、「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」（以下「県ビジョン」という。）に沿って、第2次日光市総合計画に掲げた事業について、オリンピック・パラリンピックに向けた視点を取り入れて整理することで、県ビジョンとの連動と第2次日光市総合計画の着実な推進を図り、大会開催の様々な効果を最大限に地域の発展につなげていきます。

日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョン 概念図



3. レガシー創出・継承に向けた取組方針及び取組の方向性

リーディング

(1) 機運醸成・連携

□□□取組方針□□□

世界最大のスポーツ・文化の祭典であるオリンピック・パラリンピックを絶好の機会として捉え、第2次日光市総合計画に掲げた事業を基軸に、大会開催に伴う様々な効果を最大限に地域の発展・活性化に繋げていきます。

□□□取組の方向性□□□

○機運の醸成

・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた広報、イベントなどを通じて機運醸成を図ります。

○連携体制の整備

・国、県、関係団体等とビジョンを共有しながら連携して取組を展開していくための体制整備を進めます。

○庁内組織の強化

・東京オリンピック・パラリンピック等に係る取組に向けた推進体制を強化します。

(2) キャンプ地誘致の推進

□□□取組方針□□□

本市のスポーツ競技の状況や特性を活かし、施設整備が進んでいるホッケー競技及びスケート競技を中心に、県、関係競技団体等と連携し、キャンプ地誘致に取組みます。

□□□取組の方向性□□□

○情報収集、PR活動

・全国知事会プラットフォーム事業の活用により効果的に情報収集を行うとともに、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の事前トレーニング候補地ガイド及び全国知事会の「Sports Camp Japan」等の各種データベースサイト、パンフレット等を活用し、市内のトレーニングキャンプ候補地を積極的にPRします。

・県、関係競技団体等と連携し、キャンプ地誘致に取組むとともに、人的コネクションを活用したアプローチを展開します。

○キャンプ受入、地域における交流の促進

・県がハンガリーを相手国としてホストタウン(※)登録申請がされたことを踏まえ、交流計画に沿った受入体制整備を進めます。

・キャンプ受入が実現した際には、県、関係競技団体等と連携のもと、選手団のコンディションに配慮しながら、交流促進を図ります。

・キャンプ地誘致に限らず、ホストタウン構想(※)など広く受け入れ可能な施策との連携を進めます。

・キャンプ地誘致の働きかけについては、各種オリンピック関係団体や県と連携を進めます。

※ホストタウン

オリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体をいう。

※ホストタウン構想

ホストタウン登録団体に対し、国が各種財政措置、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンを全国各地に広げる取組み。

○県内キャンプ地との連携

・県内各市町と連携し、それぞれの競技施設や宿泊施設等の地域資源をお互いに共有しながらキャンプ地誘致に関する取組みを推進します。

(3) ホストタウン構想の推進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等では多くの外国人が来日することが予想されます。これを国際交流を図る絶好の機会と捉え、県のホストタウンと連携し国のホストタウン構想の実現に取り組むとともに、国際交流、国際理解をはじめ、観光振興やスポーツの振興に繋げていきます。

□□□取組の方向性□□□

○ホストタウン構想に基づく交流

・国が定める要綱に沿って、キャンプ地誘致活動の動向を踏まえながら、相手国との人的・経済的・文化的な相互交流を図ります。

第1の柱 スポーツ・健康

継承したいレガシー

○スポーツに親しみ心身ともに健康で元気なまち

(1) スポーツの推進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、広く多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しむことで、スポーツの力による効果を楽しみ、活力あるまちづくりの実現に向けて、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

□□□取組の方向性□□□

○生涯スポーツの推進

・総合型地域スポーツクラブの育成支援や地域スポーツ活動の充実を図り、多様なニーズや各ライフステージに応じたスポーツ活動を実践できる場や機会を設け、高齢者や障がい者等を含め、誰もがスポーツを楽しむことができる環境の構築を図ります。

○競技スポーツの推進

・関係団体との連携により、トップレベルの大会誘致や指導者の派遣、教室の開催など、競技スポーツへの関心を高め、競技人口の底辺拡大と競技レベルの向上を図るとともに、スポーツ指導者やボランティアの養成及び資質の向上を図ります。

○スポーツ環境の整備・充実

・スポーツ施設が安全で快適に利用でき、将来にわたって適正に維持管理ができる規模と機能を備えた施設整備を進めるとともに、県や関係競技団体等と連携し、キャンプ地誘致を視野に入れた施設整備について、協議、検討を図ります。また、スポーツを「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動への関心を高め参加を促すために、スポーツ情報を広く発信し、スポーツ環境の整備・充実を図ります。

(2) 健康づくりの推進

□□□取組方針□□□

「日光市健康づくり推進条例」に基づき、市民の健やかで心豊かな生活と、健康の保持増進及び健康寿命の延伸に向け、東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、スポーツ等を通じた健康づくりについても、一層の機運醸成を図っていきます。

□□□取組の方向性□□□

○健康づくりに関する機運の醸成

・「日光市健康づくり推進条例」に基づく健康寿命の延伸に向け、市民・関係団体、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしながら協力し、自らが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成します。

・「日光市健康にこころ21計画」におけるライフサイクル毎の身体活動及びスポーツ等の運動施策の展開により、日常生活の中で空いた時間を見つけて歩くなど、気軽に身体を動かすための意識啓発を充実させます。

第2の柱 ユニバーサル

継承したいレガシー

○障がいのある人もない人もスポーツを通じて生き生きと暮らせるまち

(1) 障がい者スポーツの振興

□□□取組方針□□□

障がいのある人が、様々な人とのコミュニケーションの機会を享受し、仲間を増やしなが、健康保持・増進と社会参加促進を図るために、スポーツの果たす役割は大きいものがあります。東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、障がいのある人が、より多くの障がい者スポーツに興味を持ち、身近に楽しむことで、障がいのある人の社会参加促進を図ります。

□□□取組の方向性□□□

○障がい者スポーツに関する情報提供

・障がいのある人や関係者に、より多くの障がい者スポーツに関する情報を得てもらえるよう、積極的な情報発信に努めます。

○障がい者スポーツに参加する機会の提供

・障がい者スポーツに関する各種大会への参加支援を行なうとともに、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ります。

(2) 障がい及び障がい者に対する理解促進

□□□取組方針□□□

「障がい」や「障がいのある人」への正しい理解を広く浸透させるために、障がい者スポーツへの関心が高まることが東京オリンピック・パラリンピック等を契機に期待されます。

「パラリンピック」大会における障がい者スポーツの啓発に併せ、障がいのある人に対する理解を深めるための情報提供や、差別・偏見の解消に向けた意識の醸成を図ります。

□□□取組の方向性□□□

○「障がい」への理解、啓発の推進

・障がい者週間等の機会を捉え、障がい者スポーツの周知とともに、障がいへの正しい理解を広く浸透させるための情報提供を行います。

○障がいを理由とする差別の解消の推進

・障害者差別解消法が施行となり、障がいのある人への合理的配慮が求められています。障がいのある人とない人が共に支えあい、お互いの理解を深め合えるよう、障がいを理由とする差別の解消について周知・啓発を促進します。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

□□□取組方針□□□

大会期間中は、障がいのある人を含めた、国内外の多くの人々が本市を訪れることが予想されることから、本市を訪れる全ての人に、行動や情報の障壁を感じることなく、本市の素晴らしさを存分に楽しんでいただけるよう、ソフト面及びハード面からのバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

□□□取組の方向性□□□

○公共施設等のバリアフリー化の促進

・公共施設等の整備においては、歩行空間が利用者にとって安全で快適な空間となるようハード面でのバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。

○障がいの特性に応じた意思疎通のための環境整備

・広報紙の音訳や点訳、ホームページなどによる情報提供の充実を図るとともに、手話奉仕員養成や手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。また、障がいの特性を考慮した、わかりやすい説明を行うなど、ソフト面でのバリアフリー化を進めます。

○ユニバーサルデザインの推進

・障がいのある人が快適に日常生活を営むことができるよう、国内外からの来訪者への対応なども含めニーズに応じた移動支援・行動支援の提供や市内のハード面・ソフト面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

第3の柱 文化・教育

継承したいレガシー

○すべての人を魅了する文化の薫り高いまち

(1) オリンピック・パラリンピック等を契機とした文化・芸術の振興

□□□取組方針□□□

大会期間中は、国内外の多くの人々が本市を訪れることが予想されることから、古き良き伝統文化、文化芸術等の文化資源を最大限に活用しながら、本市ならではの文化を世界に発信していきます。併せて、大会終了後も継続していく取組を積極的に推進し、文化による更なる地域振興に繋げていきます。

□□□取組の方向性□□□

○文化の発信

・本市の特色ある様々な文化の魅力を国内外の多くの人に知ってもらうため、文化イベント等の開催や地域の文化資源を積極的に周知するなど、本市の文化・芸術、伝統文化の発信を強化するとともに、国際的な文化交流を促進します。

○人材の育成

・文化芸術活動の発表の機会の充実などにより人材の育成を図るとともに、文化芸術に関するボランティアなどの人材を活用する機会の確保に努めながら、文化活動の促進を図ります。

(2) オリンピック・パラリンピック教育の推進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、多様な文化をもった世界の人々との交流や障がい者スポーツを含めたスポーツへの興味・関心が高まることが期待できることから、多様な文化や日本の伝統文化を理解する国際理解教育や、障がい者への理解を深める人権教育を推進します。さらに学校教育全体を通じて、オリンピック・パラリンピックの精神に基づく道徳教育を推進します。

□□□取組の方向性□□□

○国際理解教育の推進

・世界の多様な文化・生活習慣等への理解を深める学習や、本市にある歴史・文化・自然等の魅力を調査・発信する学習を通して日本の伝統文化や異文化への理解を深め、将来、異文化をもつ人々と協働できる態度を育成する国際理解教育を推進します。

○障がいをもつ人々への理解を深める人権教育の推進

・障がい者スポーツへの理解を深める教育活動を通して、障がいへの正しい理解や障がい者への差別を解消しようとする人権意識を高める教育を推進します。

○オリンピック・パラリンピック精神に基づく道徳教育の推進

・体育の時間においてフェアプレーやチームワークの精神を実践する活動や、道徳の時間においてスポーツに関連した教材を学習すること等を通して、オリンピック・パラリンピック精神が目指す友情、敬意、平等、勇気等について学習する道徳教育を推進します。

第4の柱 国際交流

継承したいレガシー

○国際観光文化都市として世界の人々が集うまち

(1) ホストタウン構想の推進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等では多くの外国人が来日することが予想されます。これを国際交流を図る絶好の機会と捉え、県のホストタウンと連携し国のホストタウン構想の実現に取り組むとともに、国際交流、国際理解をはじめ、観光振興やスポーツの振興に繋げていきます。【再掲】

□□□取組の方向性□□□

○ホストタウン構想に基づく交流

・国が定める要綱に沿って、キャンプ地誘致活動の動向を踏まえながら、相手国との人的・経済的・文化的な相互交流を図ります。【再掲】

(2) 国際理解・国際交流の推進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴い、多くの外国人観光客が見込まれます。その間、外国人と触れ合う機会が増えることから、国際交流・国際理解を図り、国際化を推進します。

□□□取組の方向性□□□

○国際理解の推進

・日光市国際交流協会と連携を図りながら、国際交流の機会を創出し、国際理解を深めることにより、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

○海外都市との交流の推進

・海外姉妹都市・友好都市などの海外都市と、幅広い分野において相互派遣を行い交流機会の充実を図ります。

○国際交流活動への支援

・市民間の国際交流事業を実施する日光市国際交流協会に対して活動を支援します。

第5の柱 観光・シティプロモーション

継承したいレガシー

○世界中から人々が集いにぎわいが満ちあふれるまち

(1) 戦略的な海外誘客プロモーションの展開

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴い、国内観光客をはじめ、多くの外国人観光客が見込まれることから、様々な国に向けた情報発信を行い知名度向上を図るなど、効果的で戦略的な誘客推進を図ります。

□□□取組の方向性□□□

○情報発信の強化

・東京オリンピック・パラリンピック等を誘客の絶好の機会と捉え、外国人観光客の訪日状況、観光ニーズ等を的確に把握し、首都圏や海外現地における誘客プロモーションに反映させるなど、効果的かつ戦略的なインバウンド事業を進めていきます。また、世界遺産「日光の社寺」などの地域資源の強みを伸ばしながら認定した日光ブランドを中心にそれぞれの魅力を発信していきます。

(2) 国内外の人から選ばれる観光地づくり

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴い、国内観光客をはじめ、多くの外国人観光客が見込まれることから、日光のブランドの優位性を高めるとともに、豊富な観光資源のブラッシュアップを図ります。さらに、おもてなしの向上や観光施設の充実を図ることにより、多くのお客様に魅力を感じていただける観光地づくりを推進します。

□□□取組の方向性□□□

○ブランドイメージの向上

・豊富な観光資源に磨きをかけて日光のブランドイメージの向上を図ることにより、観光地としての優位性を更に高めます。

○ニューツーリズムの推進

・商工業、農業など他分野との連携とともに、地域の自然・歴史・文化・伝統産業など本市の魅力を活かした体験型・交流型の要素を取り入れた着地型観光など、新しい観光スタイルを推進します。

○スポーツツーリズムの推進

・本市の特色あるスポーツ競技や、気候、地形などの自然環境を活かしたスポーツツーリズムを推進します。

○受入態勢の強化

・何度でも訪れたいような魅力あふれる観光地を目指し、観光客からの意見を参考にするなどホスピタリティの推進を図ります。また、誰にでもやさしい観光のまちづくりを目指したサービスの向上など、国内外観光客の受入態勢の強化を図ります。

○観光施設の整備

・無料公衆無線LAN環境の整備、拠点施設や案内板などの観光施設整備を計画的に実施し、施設利用者の利便性の向上と、観光客の受入環境の充実を図ります。

(3) 地域資源の活用促進

□□□取組方針□□□

東京オリンピック・パラリンピック等を契機に歴史、自然、農林水産品、食品、伝統工芸品、地場産業製品などの地域資源個々の価値を高め、分野間の連携を推進します。

□□□取組の方向性□□□

○地域資源のブランド価値向上

・東京オリンピック・パラリンピック等の開催により、国内外から多くの観光客が見込まれるため、これまで磨き上げてきた本市の都市イメージをさらにブラッシュアップさせ、認定した日光ブランドを中心にそれぞれの魅力を発信します。併せて、本市の基幹産業である観光業と商工業、農林水産業などがともに連携し、新たな価値を生み出すことで、地域経済の活性化を図ります。

4. 推進体制

このビジョンの推進にあたっては、県、関係団体等とビジョンを共有、連携することが重要です。

そこで、ビジョンの推進体制として、部局を超えた組織横断的な調整機能を発揮するための庁内プロジェクトを設置するとともに、必要に応じ、県、関係団体等による連携組織を整備するなどの取組を推進します。

また、このビジョンの取組方針、取組みの方向性を踏まえ、オリンピック・パラリンピック関連事業を実施計画に位置づけ進捗管理を行います。

